**白老町財務会計システム更新業務**

**仕様書**

**令和６年４月**

**白老町**

# １　目的

現在、本町において稼働している財務会計システムの保守が終了するため、新たな財務会計システム（以下「新システム」という）を導入することを目的としており、新システムの導入にあたっては、財務会計事務に係る的確な事務遂行、業務効率化の実現可能であるとともに、DXの 推進が可能なシステムの導入を目指している。新システムは受託者が用意するクラウド環境上に構築し、ＬＧＷＡＮ回線を利用して接続するＬＧＷＡＮ－ＡＳＰ方式とする。

# ２　業務名

白老町財務会計システム更新業務（以下「本業務」という）

# ３　業務内容

新システムで行う業務範囲は下記のとおりとする。なお、各業務に要する機能は、別紙「財務会計システム機能調査表」のとおりとする。

1. 予算管理、歳入管理、歳出管理、歳計外管理

※日々仕訳方式に対応している場合、機能要件に明記すること。

1. 出納管理、決算管理、会計間運用、一時借入、基金、執行計画
2. 債権者管理
3. 決算統計（既存の財務会計システムは、システム化なし）
4. 実施計画・行政評価（本町が必要な項目があること。）
5. 契約管理（既存の財務会計システムは、指名業者受付管理のみ）

※財務会計システムとの連携や電子契約ができること。

1. インボイス対応
2. 電子帳簿保存法

　　　　※金額上限超える・対応不可の場合は機能要件に理由を明記すること。

# ４　業務時期

## ４．１　契約期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

## ４．２　導入スケジュール

新システム構築期間：契約締結日から令和７年３月３１日まで

新システム稼働時期：令和６年１０月１日～【システム権限・予算編成】

　　　　　　　　　令和７年４月１日　～【伝票起票・その他システム】

　　　　　　　　　令和６年１０月１日～令和１１年９月３０日【運用保守】

## ４．３　スケジュールの実施

契約後、スケジュールについては本町と協議・調整後に詳細なものを作成し、本町へ提出するとともに、進捗管理のもと、定例の報告とレビューを実施すること。

# ５　要求要件

## ５．１　基本要件

1. 財務会計システムを稼働させるネットワークについては、既設の庁舎内ネットワークを使用すること。
2. 財務会計システムは信頼性のあるデータベースマネジメントシステムを使用し、稼動するサーバはノンストップを原則とした構成を採用すること。
3. データのバックアップは定期的にスケジュールされた内容で行われる構成とすること。
4. 障害発生時に速やかにシステム復旧できるよう、バックアップ機能を有していること。バックアップ機能は処理の自動化が可能であり、時間変更など柔軟に対応できる仕組みを構築できること。
5. データ保持も含めて稼働後、少なくとも５年間の使用、保守管理が受けられるパッケージシステムを提案すること。
6. 導入する新システムは、本町が必要とするサービスが適切に利用できることを目的としており、保守、維持管理、システム更新、バージョンアップ等の機器管理等について、職員の負担軽減につながるものとすること。
7. 財務会計システムは、原則としＷＥＢシステムとする。もし、クライアント端末へアプリケーションのインストールが必要な場合は、端末へのインストール作業を実施すること。
8. IDとパスワードによりユーザの認証ができること。また、ユーザ認証設定はシステムの管理者が管理できること。
9. 部署単位で利用権限の設定ができること。また、各ユーザを利用権限が設定されたグループに所属させるなどの方法で容易にユーザの利用権限の変更が行えること。
10. 同一ネットワーク内で、運用している既存システムの設定を優先するものとし、　変更はすべて新システム側で対応すること。

　　　　　※原則として、新システム側の設定変更で対応してもらうが、必要に応じてＦＷの設定変更を検討することは可能

1. クライアント端末及びプリンタは、本町既存の機器を使用すること。また、クライアント端末の増設、移設、更新等が発生した場合でも、追加費用等を必要とせず対応可能であること。
2. 各金融機関のインターネットバンキングサービスに対応した全銀協様式の口座振替データを作成可能であること。また、作成した口座振替データを画面上で随時確認可能であること。なお、作成した口座振替データは、既設のインターネット接続端末からインターネットバンキングサービスによりファイル伝送を行うものとする。
3. 提案する新システムは、他の地方公共団体等で導入実績のあるパッケージシステムであること。
4. 導入等について、本町担当者との間で十分な協議を行い、本町の要望を十分に考慮したパッケージシステムを導入し、かつ本町の実態等に合わせて、必要な追加・修正のカスタマイズを行うこと。
5. 今後、本町が電子決裁を導入するとなった場合に、対応できるシステムであること。
6. 出力帳票について、本町と協議の上、決定すること。
7. 新システム導入に伴う打合せ・会議等は、原則として本町庁舎内にて実施するものとし、それに係る旅費、書類作成に係る消耗品等は受託者の負担とする。
8. システムの導入期間中に制度の運用が開始され、システム対応が必要となる改正については、一切の費用を見積額の範囲内とすること。導入後の簡易な法改正等は、利用料等の範囲で対応すること。

## ５．２　新システムの構築要件

* 1. 新システムを構成するソフトウェア及びミドルウェア、業務アプリケーションソフトウェア及び本仕様書に記載する機能を満たすために必要なその他のソフトウェア製品等については、利用に必要な各種ライセンスと併せて調達すること。なお、Windows Server 2022 クライアントアクセスライセンスは、既存のライセンスを使用すること。
  2. クライアント端末のウイルス対策は、既存のウイルス対策ソフトを使用すること。
  3. クラウド環境上の新システムについては、受託者においてウイルス対策を講じること。また、そのパターンファイルは、常に最新の状態を保つこと。
  4. 既存の庁舎内ネットワークを使用し、その設定については、本町担当者と十分な協議を実施し、既存の他のシステム等に影響を及ぼすことのないこと。
  5. 外部施設（消防、教育委員会、各小中学校、図書館、陣屋資料館、食育防災センター、港湾、いきいき４・６、各保育所　ほか）での利用も可能であること。なお、外部施設へは、既存ネットワークによりＬＧＷＡＮへの疎通が可能となっている。
  6. 職員数と既存の財務会計システム登録人数

職員数：３９０人（正職員、会計年度任用職員）

既存の財務会計システム登録人数：１３０名程度

## ５．３　データ移行

1. 安全かつ確実なデータ移行を行うこと。
2. 新システム導入時に、既存のシステムから移行するデータは下記のとおりとする。

【所属名称、歳入歳出科目名称、歳計外科目、債権者・納入義務者情報、口座情報、金融機関情報、所属マスタ、職員マスタ、令和６年度予算科目と予算額、及び予算積算情報、財務書類に必要なデータ】

また、これ以外に新システム稼働に伴い必要となるデータ入力がある場合は、受託者にて、これを行うこと。その他データ移行可能なものがある場合は、本町と協議の上実施すること。

1. 新システムに移行するデータについては、本町から原則ＣＳＶファイルで提供する。
2. 帳票等からのデータ移行や不足項目等で発生する入力費用は、受託者負担とする。
3. データ移行の際に必要となるプログラム作成や現行システムからのコンバート作業については、全て見積額に含め、追加費用を一切発生させないこと。
4. 移行データの確認や、データ移行後のシステム検証等の作業については、発注者の負担を軽減できるよう配慮すること。
5. データ移行完了後、データ移行結果報告書を作成すること。

## ５．４　他のシステムとの連携

　　本町でシステム連携しているものに加え、システム化していない業務についても、円滑に連携できるシステムの構築を目指すこと。また、各業務共通で使用するデータは一元管理でき、かつ統一したコード体系を有し、各業務間のデータ連携が可能なものとすること。以下に必要と考える連携機能を記すが、本町にとって有益と思われるシステム及び機能があれば提供すること。連携に係る経費は調達範囲に含むこと。

　　≪現在、財務会計システムと連携している業務≫

　　　・指定金融機関等への口座振込み支払データ出力機能

　　　・財務書類作成業務

　　　　①公会計システム：行政システム研究所

　　　　②固定資産台帳：万財７：行政システム研究所

　　　　※現在、公会計システムにExcelを取り込みしているため、その作業が可能であること。

　　 　 ※財務書類は今後、財務会計システムから出力可能であること。

　　≪現在、財務会計システム化していない業務≫

　　　・総務省電子調査表システムへの決算統計データ出力機能

　　　・既存給与システムからの支払データ取込機能（給与伝票の自動化）

## ５．５　操作研修要件

本町が新システムを円滑に運用できるよう、下記のとおり必要な機能及び操作方法の説明・研修を実施すること。研修に必要なテキスト等は受託者にて印刷し準備すること。マニュアルについては後で更新できるようにデータにて提供すること。

1. 情報担当研修【管理】

システム管理者１名に対して必要な研修を行うこと。

1. 会計担当者研修 【管理、予算・決算及び出納業務を行う担当向けの研修】

会計担当者２名に対して必要な研修を行うこと。

1. 財政担当者研修 【管理、予算・決算及び決算統計を行う担当向けの研修】

財政担当者２名に対して必要な研修を行うこと。

1. 一般担当者研修 【予算編成や予算執行など、基本的な操作を行う一般担当課向けの研修】

一般担当者約１３０名に対して必要な研修を行うこと。（複数回で実施想定）

## ５．６　保守管理、運用支援

・円滑な業務遂行のために必要なシステムの保守管理、運用支援

1. 受託者は、本稼働開始後５年間パッケージシステムの保守業務を行うこと。
2. 新システムに関する照会・障害対応、運用支援に関する総合的な問い合わせ窓口を設け、本町からの問い合わせ（電話・メール）に対応すること。
3. 本町担当者からの問い合わせについては、原則３営業日以内に回答すること。但し、財務会計の根幹に関わる事象の場合は、可能な限り素早い対応を求めることとする。
4. 受託者は、運用が開始されるまでに、窓口となる担当者などを記載した運用体制図及び緊急連絡先を作成し提出すること。
5. 軽微な制度改正については、追加費用を発生させずに、システムの保守契約の中で対応すること。大幅な変更が必要である場合は、別途協議するものとする。
6. 問い合わせ対応時間は、本町の勤務時間（08:30 ～ 17:15）を原則とするが、内容によっては、時間外の対応も行うこと。
7. 異常または障害が発見された際には、直ちに本町へ連絡し、復旧手段について万全を期すこと。また、障害発生時には原因を調査の上、可能な限り速やかに復旧し、報告書を提出すること。受託者は、本町担当者と常に連絡がとれる状態を維持しつつ、問題に取り組むこと。
8. 運用に関するルールの取り決めは、受託者と本町担当者で調整し、関係者全員で共有すること。

（10）保守作業実績を管理すること。

（11）今後の電子決裁導入に向けた提案・運用支援を行うこと。

# ６　成果物

新システム導入に際し、成果物として下記のものを白老町役場へ納入すること。

　　新システム稼働期間前に電子データで各１部提出すること。

【プロジェクト計画書】

システムの適合設計から開発、テスト、データ移行、研修及びマニュアル整備、運用　保守までを対象とした計画書、体制・スケジュール関連等

【機能概要書】

既存システムとの差異分析による機能要件書

　　【カスタマイズ機能仕様書】

　　　カスタマイズ機能仕様書（説明書）

　　【基本設計書】

帳票サンプル

　　【操作手順】

　　　システム操作マニュアル・操作研修用テキスト

　　【その他】

　　　課題整理表、全体進捗管理会議、システム打ち合わせ等の議事録、Q＆A一覧表

　　　その他必要と認めるもの※別途協議

# ７　その他

1. 個人情報、業務の履行に際し知り得た機密情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
2. 本業務に際しては、個人情報保護の重要性を十分認識し、その取り扱いは白老町個人情報の保護に関する法律施行条例及び白老町個人情報保護条例施行規則に則り、細心の注意を払うこと。
3. 受託者は、個人情報の保護に係る事故が生じた際は、遅延無く本町に報告し、その対応を協議の上、その解決に努めなければならない。
4. 受託者は、本業務が終了したときは、保有する本業務に係る個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にすること。
5. 受託者は、本町に対し、受託業務の進行状況を随時報告し、必要な事項について指示を求めるものとする。
6. 受託者は、本町からの依頼、資料の請求、指示等に対して迅速かつ的確に対応するものとする。
7. 受託者は本業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に業務の一部を委託するときには、書面にて本町の承諾を得るものとする。
8. この仕様書に定めのない事項及び仕様の内容を変更するときは、協議の上決定するものとする。